

令和4年度第1回出雲市入札制度等監視委員会

議事概要

開催日 及び場所	令和4年6月3日（金）14時00分～15時30分 出雲市役所5階 入札室	
委員	委員長 河原 莊一郎（松江工業高等専門学校環境・建設工学科教授） 委員 毎熊 浩一（島根大学法文学部教授） 坂根 守（出雲市自治会連合会副会長） 渡部 由美（税理士）	
審議対象 期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日	
報告 事項	（1）入札方式別発注工事の状況について （2）指名停止の運用状況について （3）低入札価格調査制度の運用状況について （4）苦情処理の運用状況について （5）その他	
審議事項	抽出案件（4件）	
	備 考 （抽出の考え方） 抽出担当：毎熊委員	
	一般競争入 札（簡易型）	1. 令和3年災第 1431号小野 川（2工区）河 川災害復旧工事
	指名競争入 札	2. 令和3年災第 2136号小野 川（3工区）河 川災害復旧工事
	指名競争入 札	3. 令和3年7月 12日豪雨に伴 う三槇第1配水 池進入路災害復 旧工事
随意契約	4. 佐田総合資源リ サイクル施設発 酵処理棟（A棟） 外壁改修工事	落札率が非常に高いほか、契約 金額が比較的高く、応札者が1 者であるため。また、3工区と 契約方法が異なるが、落札者が 同じであるため。
		落札率が高く、応札者が2者と なっているほか、2工区との関 連性が気にかかるため。
		指名業者数が17者に対し、応 札者が1者であり、落札率が 100%であったため。
		随意契約において、最も高額な 工事であるため。

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
委員会による意見の具申または勧告の内容	なし	
	別紙のとおり	別紙のとおり

【報告事項について】	
(1) 入札方式別発注工事の状況について	
(2) 指名停止の運用状況について	
(3) 低入札価格調査制度の運用状況について	
(4) 苦情処理の運用状況について	
(5) その他	
意見・質問	回 答
なし	
【審議事項について】	
1. 令和3年災第1431号小野川(2工区)河川災害復旧工事 2. 令和3年災第2136号小野川(3工区)河川災害復旧工事	
意見・質問	回 答
① 同じ河川の工事において、工区を分けた理由は？ また、このほか1工区もあるということか？	① 災害復旧工事に関しては、国からの補助金を受けるに当たり被災箇所の査定を受ける必要がある。 補助金を受給する単位の決定方法として、被災箇所が100メートル以上離れている場合は別の工区として取り扱うことが可能であり、このケースについては200メートル程度、被災箇所が離れている。 また、1工区についても災害査定を受けており、今後発注する予定である。

<p>② 2工区は一般競争入札（簡易型）、3工区は指名競争入札として発注した理由は？</p>	<p>② 出雲市においては、あらかじめ請負対象額により、入札方法を定めている。</p> <p>この工事は、土木一式工事であり、当該工種の場合、請負対象額が1,500万円以上の場合是一般競争入札、請負対象額が1,500万円未満の場合は指名競争入札により発注している。</p>
<p>③ 応札者が少ない要因は？ 1つの工区にすれば、発注者の事務負担も少なくなるのでないか。</p>	<p>③ 応札者が少ないことの要因について、2つの要因があると考えられる。</p> <p>1つ目は、現場の施工条件が非常に厳しいこと。この工事は、川の中の工事であり、水を切り回す必要があること、また、山の中であることから、資材の搬入・搬出が困難であることが考えられる。</p> <p>2つ目は、同じ時期に非常に多くの災害復旧工事が発注されており、配置する技術者の確保が難しかったため、入札を辞退したのではないかとと思われる。</p> <p>また、国の災害査定においては、一定の距離がある場合、別工事として取り扱うことが示されており、工区を分けている。</p>
<p>2. 令和3年7月12日豪雨に伴う三槇第1配水池進入路災害復旧工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>① 入札参加者が1者であり、落札率が100%である。予定価格を事前公表しているのか？また、入札希望価格を事前公表していることとの関係があるのか？</p>	<p>① 予定価格は事前公表していない。</p> <p>落札者が提出した工事費内訳書の積算内容を確認したところ、各項目の積算額について、発注者の積算と少しの違いが見られたが、最終的な調整により、予定価格と同額となったものである。</p> <p>入札希望価格から、予定価格の推測</p>

	<p>がある程度可能と思われるが、設計単価が公表されていることもあり、落札価格が予定価格に近いことも必然的である。</p>
<p>② とび土工コンクリート工事と土木一式工事との違いは？</p>	<p>② とび土工コンクリート工事は、足場組立、くい打ち、土砂等の掘削など、比較的単純で下請け業者が入らないものを対象としている。</p> <p>土木一式工事については、総合的な企画・指導・調整のもとに土木工作物を建設する工事としており、請負対象額により工種を区別しているものではない。</p>
<p>4. 佐田総合資源リサイクル施設発酵処理棟（A棟）外壁改修工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>① 変更契約の理由は？ また、B棟の改修計画は？</p>	<p>① 金額の変更については、既存の柱等の利用を計画していたものが、腐食・破損等が激しかったため、取り替える必要が生じたため変更契約により対応したものである。</p> <p>また、B棟の改修工事については、現在積算中であり、早期に発注したいと考えている。</p>
<p>② 契約件名が外壁改修工事であるが、外壁改修以外の工事もあるのか？</p>	<p>② 工事内容については、鉄骨・壁材の取替、開口部の改修、出入口の建具取替の3つが主な工事の内容である。</p>
<p>③ 入札参加条件としての求めていた施工実績について、随意契約の際に施工実績条件を外すのであれば、最初から施工実績を入札参加条件から外しておけばよかったのではないかと？ 再入札のルールとして、施工実績を外せないのであれば、入札参加の条件</p>	<p>③ 施工実績については、過去15年間の鉄筋コンクリート等の構造で延床面積が当該工事の1/2以上の新築・増築工事の施工実績を求めている。</p> <p>入札における施工実績については、あらかじめ定めており、その施工実績</p>

<p>を少し緩和してはどうか。</p>	<p>を入札参加条件とした。</p> <p>随意契約の場合は、求める施工実績の取決めはないため、同じ施設の改修実績がある者を選定した。</p> <p>市が、一般競争入札において、施工実績を求めている理由については、施工経験のある者に頼みたいということが率直なところである。</p> <p>施工実績としては、当該発注工事の延床面積の半分程度の施工実績を求めており、再入札において、その条件を外す方法もあるが、最終的に随意契約という選択肢も残されている。</p> <p>随意契約については、特段相手方を制限する必要がないこともあり、入札については、工事实績等の入札参加に必要な資格の条件を変更しないこととしている。</p> <p>なお、施工実績等の入札の参加資格をはじめとする入札制度については不変のものではなく、改善していくことも必要と考えている。</p>
---------------------	---